答申

第1 審査会の結論

長野県教育委員会が行った一部公開決定のうち、「実際に面接を担当したメンバーが誰 誰であったかが判る文書」が存在しないことを理由に行った非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和2年(2020年)7月27日、審査請求人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。)に基づき、「令和元年12月11日に○○教育事務所において『県SSW*の任用の更新に係る所内面接』が実施されたこと、またその際、実際に面接を担当したメンバーが誰誰であったかが判る文書」との内容で、公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
 - ※ 「スクールソーシャルワーカー」のことを指す。
- 2 令和2年8月11日、長野県教育委員会(以下「本件実施機関」という。)は、本件 請求に対して、「SSW次年度の任用に向けた所内面接」を公文書として特定し、当 該公文書のうち個人名の部分を条例第7条第2号に該当することを理由とする一部公 開決定及び「実際に面接を担当したメンバーが誰誰であったかが判る文書」について、 当該公文書を作成し、又は取得していないことを理由とする非公開決定(以下「本件 決定」という。)を行った。
- 3 令和2年8月14日、審査請求人は本件実施機関に対し、本件決定のうち、「実際に面接を担当したメンバーが誰誰であったかが判る文書」を非公開とする決定(以下「本件不存在決定」という。)の取消しを求めて審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、意見書及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 県職員の採用人事に係る面接において、面接担当者が誰であったのかが記録に残されていないとは考えられない。
 - 3名の評価者が職名で示され、当該職がそれぞれ1名しか存在しないことが、どう して面接者名を記録に残さなくてよいことの根拠になるのであろうか。

2 実際、当該面接は所長を除く2名で実施された。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人が主張する面接とは、令和元年12月11日に○○教育事務所において実施された県スクールソーシャルワーカーの任用の更新に係る所内面接である。この面接は、「令和元年(2019年)11月21日付け元教心第222号」及び「別紙長野県スクールソーシャルワーカーの任用の更新に係る選考について」に基づき、令和元年度に任用されているスクールソーシャルワーカーに対し、令和2年度の任用の更新に係る意向調査をした上で、次年度のスクールソーシャルワーカーの任用・配置のため、当該年度の勤務状況について評価し、次年度の任用について所属長の所見を記載する勤務評価票を作成するために行ったものである。
- 2 実際に面接を担当した職員の氏名を記した文書については、「別紙長野県スクール ソーシャルワーカーの任用の更新に係る選考について」において評価者はそれぞれ職 名で示されていること、各教育事務所で当該職に就いている者は各1名であること、 所内の職員に対する面接であり職名だけで誰が面接を行うかは明らかであることから、 面接の実施に当たって評価者が具体的に誰かを規定する文書を作成する必要性がない。
- 3 当時、「別紙長野県スクールソーシャルワーカーの任用の更新に係る選考について」に記載された職に就いていた者3名に聞取りを行い、3名で面接を行ったことを確認している。

第5 審査会の判断理由

1 本件不存在決定の妥当性について

本件不存在決定に係る本件請求の内容は、令和元年12月11日に本件実施機関において実施された長野県スクールソーシャルワーカーの任用の更新に係る所内面接(以下「本件面接」という。)について、「実際に面接を担当したメンバーが誰誰であったかが判る文書」である。

審査請求人、本件実施機関双方の主張を検討したところ、本件実施機関が作成した「別紙長野県スクールソーシャルワーカーの任用の更新に係る選考について」(以下「本件通知」という。)を確認すれば誰が本件面接を行うかは明らかであり、実際に本件面接を行った者(以下「評価実施者」という。)が誰であるかが分かる文書を作成する必要がないという本件実施機関の説明に不合理な点はなく、審査請求人が求める文書は存在しないことが認められる。

よって、本件実施機関が行った本件不存在決定は妥当である。

2 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張については、いずれも当審査会の判断 を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

本件実施機関は、本件面接は本件通知に基づき評価実施者3名で実施された旨を主張する一方、審査請求人は所長を除く2名で実施された旨を主張している。当審査会が確認したところ、本件実施機関が主張するとおり、本件通知において評価実施者3名が勤務評価を行うとされているものの、本件実施機関において本件面接における評価実施者が誰であったかが分かる文書は存在しておらず、結果として本件面接が当時どのように行われたのかを検証することは困難である。また、本件通知において定められた勤務評価票の様式にも、評価実施者の氏名を記入する欄がない。

本件面接における評価実施者が誰であったかについては、当該勤務評価票の様式に評価実施者の氏名を記入することなどによって明らかになると考えられ、それにより審査請求人の疑念は解消されるものであり、このことは本件実施機関も認めるところである。

よって、当審査会としては、本件実施機関に対して、今後このような事態が生じないよう、事後に評価実施者が誰であったかが明らかになるような方法を検討することを求めるものである。

第6 審查経過

令和 2 年 (2020年) 9月11日 諮問

11月11日 理由説明書受領

12月7日 意見書受領

令和3年(2021年) 3月5日 審査請求人及び実施機関の意見陳述並びに審議

5月25日 審議終結